

## 令和 6 年度における個人情報保護法の施行の状況について (独立行政法人等)

### I 調査の目的

この調査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第165条の定めに従い、法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

### II 調査の対象

#### 1 対象法人

法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等の全て（190法人）

\*\*\*\*\*

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（87法人）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構（法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。）

（注）下線を付した27法人は、国立研究開発法人（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項）である。

○ 法別表第一に掲げる法人（103法人）

<国立大学法人>（81法人）

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、北海道国立大学機構、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京外国語大学、東京科学大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、浜松医科大学、東海国立大学機構、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良国立大学機構、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、

北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学（法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。）

＜大学共同利用機関法人＞（4法人）

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構（法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。）

＜その他の法人＞（18法人）

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園、預金保険機構

（注）国立大学法人東京医科歯科大学及び国立大学法人東京工業大学は、令和6年10月1日付で統合し、国立大学法人東京科学大学となった。このため、東京科学大学は、統合前の東京医科歯科大学及び東京工業大学の件数と統合後の件数の合計を1法人として計上している。

\*\*\*\*\*

## 2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの状況について、令和7年3月31日現在で調査。

## 3 その他

独立行政法人等のうち、法別表第二に掲げる次の法人及び労働者健康安全機構（注）（以下「別表第二法人等」という。）は、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用される（計118法人）。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人（27法人）
- 国立大学法人（81法人）
- 大学共同利用機関法人（4法人）
- 国立病院機構
- 地域医療機能推進機構
- 福島国際研究教育機構
- 放送大学学園

（注）労働者健康安全機構について民間部門の規律が適用されるのは、病院の運営の業務に限る（法第58条第2項）。

このため、別表第二法人等とそれ以外の独立行政法人等で、調査項目が一部異なる。調査項目が異なる場合、「Ⅲ 調査の結果」において、【別表第二法人等を除く独立行政法人等】と【別表第二法人等】、それぞれの件数等を記載し、調査項目が同じ場合、【別表第二法人等を除く独立行政法人等】と【別表第二法人等】の合計件数等を記載している。

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 個人情報ファイルの状況

##### (1) 個人情報ファイルの状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

表1-1 個人情報ファイル数（注）

（単位：ファイル、％）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	14,566 (100.0)	91 (0.6)
	(前年度)	16,499 (100.0)	87 (0.5)
要配慮個人情報を含む	令和6年度	6,234 (42.8)	36 (0.2)
	(前年度)	4,772 (28.9)	30 (0.2)

（注）個人情報ファイル簿が未作成の場合は個人情報ファイル簿に掲載されるべき個人情報ファイルの数を含む。

表1-2 特定個人情報ファイル（注）数

（単位：ファイル、％）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	80 (100.0)	8 (10.0)
	(前年度)	90 (100.0)	7 (7.8)
要配慮個人情報を含む	令和6年度	24 (30.0)	7 (8.8)
	(前年度)	28 (31.1)	6 (6.7)

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号を含む個人情報ファイル。

##### (2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託の状況

表2 個人情報ファイルの業務委託の状況

（単位：ファイル、％）

年度	個人情報ファイル 総数(再掲)	業務委託を実施している			
		うち 100万人以上	うち 再委託(注)を実施	うち 委託先等が外国	
令和6年度	14,566 (100.0)	1,923 (13.2)	57 (0.4)	228 (1.6)	8 (0.05)
(前年度)	16,499 (100.0)	1,924 (11.7)	55 (0.3)	218 (1.3)	8 (0.05)

（注）再々委託以降も含む。

### (3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供等の状況

#### 【別表第二法人等を除く独立行政法人等】

法第69条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

表3-1 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年度	個別の法令に基づく場合	法定の要件を満たす場合(注)			
		相当理由 (内部利用)	相当理由 (外部提供)	特別理由 (公益等)	
令和6年度	94	17	0	10	7
(前年度)	82	5	0	2	3

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③①～②のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である(法第69条第2項第2号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3-2 個人情報ファイルの利用目的以外の提供の状況

(外国(注1)にある第三者(注2)への提供)

(単位：ファイル)

年度	総数	個別の法令に基づく場合	特別理由 (公益等)
令和6年度	0	0	0
(前年度)	0	0	0

(注1) 本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く(法第71条第1項)。以下同じ。

(注2) 法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く(法第71条第1項)。以下同じ。

#### 【別表第二法人等】

法第18条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

また、法第27条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

なお、法第27条第5項第3号に基づき共同利用されたことのある個人情報ファイルの数は、14ファイルであった。

表 3—3 個人情報ファイルの目的外利用の状況

(単位：ファイル)

年 度	法定の要件を満たす場合(注)				
		個別の法令に 基づく場合	相当理由 (人の生命等 の保護)	相当理由 (公衆衛生等)	特別理由 (国の機関等 への協力)
令和6年度	1	0	1	0	0
(前年度)	1	0	1	0	0

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である（法第18条第3項第1号～第4号）。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表 3—4 個人情報ファイルの第三者提供の状況

(単位：ファイル)

年 度	法定の要件を満たす場合(注)				
		個別の法令に 基づく場合	相当理由 (人の生命等 の保護)	相当理由 (公衆衛生等)	特別理由 (国の機関等 への協力)
令和6年度	511	503	14	10	14
(前年度)	491	462	16	19	27

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である（法第27条第1項第1号～第4号）。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により第三者提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表 3—5 個人情報ファイルの第三者提供の状況（外国にある第三者への提供）

(単位：ファイル)

年 度	総数	個別の法令に 基づく場合	相当理由 (人の生命等 の保護)	相当理由 (公衆衛生等)	特別理由 (国の機関等 への協力)
令和6年度	2	0	2	0	2
(前年度)	0	0	0	0	0

(4) 仮名加工情報を含むデータベース等の状況

表4 仮名加工情報（法第2条第5項）を含むデータベース等（注1）の状況  
（単位：件、％）

年度	別表第二法人等を除く 独立行政法人等		別表第二法人等	
	総数	100万人以上	総数	100万人以上
令和6年度	5 (100.0)	0 (0.0)	155 (100.0)	0 (0.0)
(前年度)	5 (100.0)	0 (0.0)	80 (100.0)	0 (0.0)

(注1) 仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(注2) 別表第二法人等を除く独立行政法人等の件数は、個人情報取扱事業者（民間事業者）が法第41条の規定に従い作成した仮名加工情報を別表第二法人等を除く独立行政法人等が取得した場合で、当該情報を含むデータベース等の数を計上。

別表第二法人等の件数は、別表第二法人等が作成した仮名加工情報データベース等の数を計上。

(5) 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。また、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物として、法第60条第4項において「行政機関等匿名加工情報ファイル」が定義されている。

表5 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況  
（単位：ファイル、％）

	年度	総数	100万人以上
計	令和6年度	1 (100.0)	1 (100.0)
	(前年度)	2 (100.0)	1 (50.0)
要配慮個人情報を含む 個人情報ファイルを 加工して作成したもの	令和6年度	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	1 (50.0)	0 (0.0)

(6) 行政機関等匿名加工情報の提案の状況

表6 行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となったファイル数（注）及び提案件数  
（単位：ファイル、件）

年度	提案募集の 対象ファイル	提案件数
令和6年度	1,668	0
(前年度)	1,501	0

(注) 各独立行政法人等においては、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルを選定する必要がある（法第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルは提案募集の対象）。

## (7) 匿名加工情報を含むデータベース等の状況

表7 匿名加工情報（法第2条第6項）を含むデータベース等（注）の状況  
（単位：件、%）

年度	総数	100万人以上
令和6年度	26 (100.0)	1 (3.8)
(前年度)	1,382 (100.0)	2 (0.1)

(注) 匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

## 2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

### (1) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

独立行政法人等が保有する自己に関する個人情報に関する正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みが設けられている。

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるもので、独立行政法人等は、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第76条、第78条）。

訂正請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行うことができるもので、独立行政法人等は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない（法第90条、第92条）。

利用停止請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報が次の①～④に該当する場合には当該保有個人情報の利用停止又は消去を求めることができ、また、当該保有個人情報が次の⑤～⑥に該当する場合には当該保有個人情報の提供の停止を求めることができるもので、独立行政法人等は、利用停止請求に理由があると認める場合は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない（法第98条、第100条）。

- ① 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しているとき（法第61条第2項違反）
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しているとき（法第63条違反）
- ③ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しているとき（法第64条違反）
- ④ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑤ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために他者に保有個人情報を提供しているとき（法第69条第1項及び第2項違反）
- ⑥ 法令に基づく場合、法第69条第2項第4号で認められている場合又は本人の同意を得た場合以外で利用目的以外の目的のために外国にある第三者に保有個人情報を提供しているとき（法第71条第1項違反）

表8 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	新規受付事案	取下げ事案 (注1)	決定件数(①②) の合計 (注2)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、不訂正又は不 利用停止決定(②)	(開示決定されたものうち)裁量的開示 (注3)
					小計(①)	全部	一部		
開示請求	令和6年度	4,291	35	4,110 (100.0)	3,987 (97.0)	2,779 (67.6)	1,208 (29.4)	123 (3.0)	1 (0.02)
	(前年度)	4,340	36	4,231 (100.0)	4,082 (96.5)	3,023 (71.4)	1,059 (25.0)	149 (3.5)	0 (0.0)
訂正請求	令和6年度	11	1	9 (100.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)	8 (88.9)	
	(前年度)	7	0	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	
利用停止請求	令和6年度	1	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
	(前年度)	10	0	10 (100.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	9 (90.0)	

(注1)「取下げ事案」とは、独立行政法人等が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。

(注2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているもの、調査日現在で処理中のものがあることから、「新規受付事案」から「取下げ事案」を除いた件数と「決定件数」は一致しない場合がある。

(注3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして独立行政法人等の判断により開示されたもの(法第80条)。

ア 独立行政法人等は、請求があったときは、原則として請求があった日から30日以内に決定をしなければならない(法第83条第1項、第94条第1項、第102条第1項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる(法第83条第2項、第94条第2項、第102条第2項)こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から60日以内にその全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限等を通知することとされている(法第84条)。

また、訂正又は利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限等を通知することとされている(法第95条、第103条)。

表9 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

区分	年度	開示、訂正又は利用停止決定等の総数	計		延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例を適用したもの	
			期限内に決定されたもの (①③⑤の合計)	期限を超過したもの (②④⑥の合計)	期限内に決定されたもの (①)	期限を超過したもの (②)	期限内に決定されたもの (③)	期限を超過したもの (④)	期限内に決定されたもの (⑤)	期限を超過したもの (⑥)
開示請求	令和6年度	4,110 (100.0)	4,101 (99.8)	9 (0.2)	3,994 (97.1)	6 (0.1)	105 (2.6)	3 (0.07)	2 (0.05)	0 (0.0)
	(前年度)	4,231 (100.0)	4,212 (99.6)	19 (0.4)	4,065 (96.1)	15 (0.4)	140 (3.3)	4 (0.1)	7 (0.2)	0 (0.0)
訂正請求	令和6年度	9 (100.0)	9 (100.0)	0 (0.0)	5 (55.6)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)
	(前年度)	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止請求	令和6年度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	10 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	8 (80.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

イ 請求事案について、期限を超過したものを法人別に見ると、以下のとおりとなっており、期限内に決定されなかった理由としては、事務処理上の誤り等が挙げられている。

表10-1 期限を超過したものの法人別内訳  
(延長手続を採らなかった事案で、期限内に決定されなかったもの)  
(単位：件)

区分	独立行政法人等名	令和6年度
開示請求 (6件)	国立がん研究センター	2
	国立国際医療研究センター	1
	東京科学大学	1
	日本司法支援センター	1
	日本年金機構	1

表10-2 期限を超過したものの法人別内訳  
(延長手続を採った事案で、延長した期限までに決定されなかったもの)  
(単位：件)

区分	独立行政法人等名	令和6年度
開示請求 (3件)	九州大学	3

表11 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由

(単位：件、%)

区分	年 度	全部又は一部を不開示とした事案	理 由 の 内 訳				
			不開示情報に該当	保有個人情報不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示決定等	令和6年度	1,331 (100.0)	1,202 (90.3)	165 (12.4)	6 (0.5)	3 (0.2)	25 (1.9)
	(前年度)	1,208 (100.0)	1,029 (85.2)	196 (16.2)	0 (0.0)	2 (0.2)	33 (2.7)
区分	年 度	全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案	理 由 の 内 訳				
			独立行政法人等の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手續が定められていることによるもの	その他	
訂正決定等	令和6年度	9 (100.0)	4 (44.4)	2 (22.2)	0 (0.0)	5 (55.6)	
	(前年度)	6 (100.0)	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	
利用停止決定等	令和6年度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
	(前年度)	9 (100.0)	7 (77.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案」の件数及び「全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案」の件数と「理由の内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

表12-1 全部又は一部を不開示とした理由のうち不開示情報に該当するもの及び  
全部又は一部を不訂正とした理由のうち独立行政法人等の判断によるものの内訳

(単位：件、%)

区分	不開示情報に該当するもの(再掲)	内 訳	令和6年度	(前年度)
開示決定等	1,202 (100.0) 【前年度1,029】	第1号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	0 (0.0)	8 (0.8)
		第2号 請求者以外の個人に関する情報	621 (51.7)	585 (56.9)
		第3号 法人等に関する情報	90 (7.5)	110 (10.7)
		第4号 国の安全等に関する情報	0 (0.0)	0 (0.0)
		第5号 公共の安全等に関する情報	0 (0.0)	0 (0.0)
		第6号 審議、検討等に関する情報	99 (8.2)	72 (7.0)
		第7号 事務又は事業に関する情報	865 (72.0)	692 (67.2)
区分	独立行政法人等の判断によるもの(再掲)	内 訳	令和6年度	(前年度)
訂正決定等	4 (100.0) 【前年度5】	評価に関するもの	0 (0.0)	2 (40.0)
		請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	3 (75.0)	4 (80.0)
		訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	1 (25.0)	0 (0.0)
		調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	1 (25.0)	0 (0.0)

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「不開示情報に該当するもの(再掲)」の件数及び「独立行政法人等の判断によるもの(再掲)」の件数と「内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

表12-2 全部又は一部を不利用停止とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳  
(単位:件、%)

区分	独立行政法人等の判断によるもの	内 訳	令和6年度	(前年度)
別表第二法人等を除く独立行政法人等	0 (0.0) 【前年度1】	違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法による利用ではないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		偽りその他不正の手段により取得したものではないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		法第61条第2項の規定(利用目的範囲の保有)に違反していないもの	0 (0.0)	1 (100.0)
		利用目的以外の目的で利用されていないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		利用目的以外の目的で提供されていないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		番号法の規定に違反していないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0.0)	0 (0.0)
別表第二法人等	0 (0.0) 【前年度6】	利用目的の達成に必要な範囲での取扱いであるもの	0 (0.0)	6 (100.0)
		違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用ではないもの	0 (0.0)	1 (16.7)
		偽りその他不正の手段により取得したものではないもの	0 (0.0)	2 (33.3)
		法第27条第1項の規定に違反して提供されているものではないもの(法令に基づく提供であるもの)	0 (0.0)	2 (33.3)
		法第27条第1項の規定に違反して提供されているものではないもの(法令に基づく提供であるもの以外)	0 (0.0)	0 (0.0)
		法第28条の規定に違反して提供されているものではないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		番号法の規定に違反していないもの	0 (0.0)	0 (0.0)
		個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0.0)	0 (0.0)
事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0.0)	0 (0.0)		

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「独立行政法人等の判断によるもの」の件数と「内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

## (2) 審査請求の状況

ア 開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

表13 審査請求の件数

(単位:件)

区分	年度	審査請求の件数
開示決定等	令和6年度	59
	(前年度)	121
訂正決定等	令和6年度	4
	(前年度)	5
利用停止決定等	令和6年度	4
	(前年度)	5

表14 審査請求の理由

(単位:件、%)

区分	年度	総数	不開示決定に対する審査請求	開示決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	その他
開示決定等	令和6年度	59 (100.0)	27 (45.8)	38 (64.4)	4 (6.8)	0 (0.0)
	(前年度)	121 (100.0)	49 (40.5)	82 (67.8)	9 (7.4)	3 (2.5)
区分	年度	総数	不訂正又は不利用停止の決定に対する審査請求	訂正決定又は利用停止決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	その他
訂正決定等	令和6年度	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	5 (100.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	令和6年度	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1件の審査請求において、複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、「総数」と各項目の合計とは一致しない場合がある。

イ 法第105条において、審査請求を受けた独立行政法人等は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

令和6年度において独立行政法人等が処理すべき審査請求事案について、その処理状況を見ると、以下のとおりとなっている。

なお、審査会における処理状況は審査会のウェブサイトにおいて公表されている。

表15 審査請求事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年 度	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中(次年度に 持ち越し)
開示決定等	令和6年度	146 (100.0)	77 (52.7)	0 (0.0)	69 (47.3)
	(前年度)	165 (100.0)	72 (43.6)	0 (0.0)	93 (56.4)
訂正決定等	令和6年度	6 (100.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)
	(前年度)	11 (100.0)	9 (81.8)	0 (0.0)	2 (18.2)
利用停止 決定等	令和6年度	9 (100.0)	7 (77.8)	0 (0.0)	2 (22.2)
	(前年度)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)

表16 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

区分		年度	計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	令和6年度	4 (100.0)		0 (0.0)		4 (100.0)	0 (0.0)
		(前年度)	15 (100.0)		1 (6.7)		14 (93.3)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	令和6年度	73 (100.0)	66 (90.4)	0 (0.0)	7 (9.6)		0 (0.0)
		(前年度)	57 (100.0)	49 (86.0)	0 (0.0)	8 (14.0)		0 (0.0)
	計	令和6年度	77 (100.0)	66 (85.7)	0 (0.0)	7 (9.1)	4 (5.2)	0 (0.0)
		(前年度)	72 (100.0)	49 (68.1)	1 (1.4)	8 (11.1)	14 (19.4)	0 (0.0)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	令和6年度	1 (100.0)		0 (0.0)		1 (100.0)	0 (0.0)
		(前年度)	1 (100.0)		0 (0.0)		1 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	令和6年度	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
		(前年度)	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	令和6年度	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
		(前年度)	9 (100.0)	8 (88.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	令和6年度	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
		(前年度)	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	令和6年度	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
		(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	令和6年度	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表17 審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数

(単位：件、%)

区分	年度	裁決により処理を終了した件数	審査請求を受けてから裁決をした日までに要した日数	
			1年以内	1年超
開示決定等	令和6年度	77 (100.0)	44 (57.1)	33 (42.9)
	(前年度)	72 (100.0)	59 (81.9)	13 (18.1)
訂正決定等	令和6年度	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	9 (100.0)	6 (66.7)	3 (33.3)
利用停止決定等	令和6年度	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ウ 審査請求事案については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に照らすと、できる限り迅速に処理されることが求められている。このため、審査会に諮問すべき事案については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）に基づく開示決定等に対する審査請求事案の取扱いにも十分留意しつつ、速やかに諮問される必要がある。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の審査会への諮問については、各府省申合せにより、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については審査請求を受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行うこととされている。

表18 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

区分	年度	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数	
			審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数		審査請求を受けてからの経過日数
			90日超		90日超
開示決定等	令和6年度	43 (100.0)	1 (2.3)	6 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	102 (100.0)	10 (9.8)	7 (100.0)	0 (0.0)
訂正決定等	令和6年度	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	令和6年度	7 (100.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)

(注) 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数」には、処理方針の検討の結果、審査会への諮問を要しない事案として、今後裁決（却下、認容）が行われる可能性があるもの及び既に裁決の準備が進められているものを含む。

エ 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のものについて法人別に見ると、以下のとおりとなっている。

諮問までに長期間を要している理由としては、請求内容の確認に時間を要していることなどが挙げられている。

表19 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

(単位：件)

区分	独立行政法人等名	令和6年度
開示決定等 (1件)	地域医療機能推進機構	1
訂正決定等 (1件)	地域医療機能推進機構	1
利用停止決定等 (2件)	地域医療機能推進機構	2

オ 審査会の答申を受けての裁決についても、審査請求と同様に、速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をした日までに要した日数及び調査日現在で裁決の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、以下のとおりとなっている。

(注) 行政機関情報公開法に基づく開示決定等に対する審査請求事案の答申後の裁決については、各府省申合せにより、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り60日以内に行うこととされている。

表20 答申を受けてから裁決までの期間等

(単位：件、%)

区分	年度	審査会の答申を受けて 裁決を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決の準備中の件数	
			答申を受けてから裁決を した日までに要した日数		答申を受けてからの 経過日数
			60日超		60日超
開示 決定 等	令和 6年度	73 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
	(前年度)	57 (100.0)	1 (1.8)	2 (100.0)	0 (0.0)
訂正 決定 等	令和 6年度	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
利用 停止 決定 等	令和 6年度	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	(前年度)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)

(3) 訴訟の状況

開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟は、以下のとおりとなっている。

表21 訴訟の状況

(単位：件)

		令和6年度	(前年度)
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	4	1
	前年度から係属	5	3
	係属 計	9	4
	判決	6	2
	取下げ	0	0
高等裁判所 (控訴審)	控訴	3	1
	前年度から係属	0	1
	係属 計	3	2
	判決	1	2
	取下げ	0	0
最高裁判所 (上告審)	上告	0	0
	前年度から係属	0	0
	係属 計	0	0
	判決	0	0
	取下げ	0	0

### 3 安全管理措置の運用状況

#### (1) 安全管理措置に係る規定の整備状況

##### 【別表第二法人等を除く独立行政法人等】

法第66条において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン（行政機関等編）」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）を策定し、各法人は、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドを参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、おおむね必要な規定が整備されていることが確認された。なお、誤送信等を防止するための措置に関する規定を定めていないものの、チェックリスト等により対策を行っている独立行政法人等や、規定の改正漏れが確認された独立行政法人等が確認された。

また、行政機関等匿名加工情報等に係る規定の整備状況を調査したところ、当該情報を作成することが想定されていないこと等をもって、当該規定を定めていない独立行政法人等が確認された。

##### 【別表第二法人等】

法第23条において、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という。）を策定し、各法人は、ガイドライン（通則編）を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、おおむね必要な規定が整備されていることが確認された。

#### (2) 監査・点検の状況

##### 【別表第二法人等を除く独立行政法人等】

事務対応ガイドでは、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

監査及び自己点検に係る規定を整備している法人のうち、監査及び自己点検を実施していない法人の割合は以下のとおりとなっている。

表22 監査・自己点検の状況

(単位：%)

監査未実施の法人の割合		自己点検未実施の法人の割合	
令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
0.0	0.0	2.7	0.0

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合であり、令和6年度は全ての法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合である。

##### 【別表第二法人等】

ガイドライン（通則編）では、講じなければならない措置として、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを求めており、そのための手法として、定期的な自己点検又は

他部署等による監査を示している。

監査及び自己点検に係る規定を整備している法人のうち、監査及び自己点検を実施していない法人の割合は以下のとおりとなっている。なお、「定期に及び必要に応じ随時に」監査を行うものの、毎年監査を実施するとはしていないことや自己点検に係る様式の策定中であること等を理由に、監査及び自己点検が未実施となっている法人が確認された。

表23 監査・自己点検の状況

(単位：%)

監査未実施の法人の割合		自己点検未実施の法人の割合	
令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
3.4	1.7	2.5	4.3

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合であり、令和6年度は全ての法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合である。